

第 2 回契約変更の内容

契約年月日	令和 6 年 8 月 1 日
契約業者名	大旺新洋株式会社 東京土木支店
契約業者の住所	東京都品川区大井 1 丁目 4 7 番 1 号
工事の名称	R 4 横環南小雀高架橋下部工事（第 2 回変更）
工事場所	神奈川県横浜市戸塚区小雀町地先
工事種別	一般土木
工事概要	橋台工（最大H＝13.5m） 2 基 作業土工 1 式 橋台躯体工 2 基 コンクリート 約1,200m3 鉄筋 約100 t 既製杭工 鋼管ソイルセメント杭（φ1200） （最大L＝10.5m） 30本 R C 橋脚工（最大H＝13.0m） 3 基 作業土工 1 式 橋脚躯体工 3 基 コンクリート 約1,700m3 鉄筋 約180 t 既製杭工 鋼管ソイルセメント杭（φ1500） （最大L＝14.2m） 27本 仮設工 1 式 土留・仮締切工 1 式
工期（自）	令和 4 年 1 1 月 1 0 日
工期（至）	令和 6 年 8 月 3 0 日
変更前の契約金額	6 1 6 , 3 3 0 , 0 0 0 円（税込み）
変更金額	± 1 1 6 , 2 1 5 , 0 0 0 円（税込み）
変更後の契約金額	7 3 2 , 5 4 5 , 0 0 0 円（税込み）
変更理由	1．橋台工 1）現地精査の結果、作業土工については、数量精査（減）とする。 2）現地精査の結果、給水作業が必要となったため、既製杭工を増工とする。 3）受注者と協議の結果、鉄筋組立固定架台が必要となったため、橋台躯体工を増工とする。 2．RC橋脚工 1）現地精査の結果、作業土工については、数量精査（増）とする。 2）P 2 橋脚試験杭施工において、削孔不能と判断されたため、単軸 π -ソールによる先行削孔を追加し、既製杭工を増工する。 3）受注者と協議の結果、鉄筋組立固定架台が必要となったため、橋脚躯体工（構造物単位）P2, P3を増工とする。 4）受注者と協議の結果、鉄筋組立固定架台が必要となったため、橋脚躯体工P1を増工とする。 3．構造物撤去工 1）現地調査の結果、旧市道の舗装等の撤去が必要となったため、構造物取壊し工を追加とする。 2）現地精査の結果、暗渠排水管撤去が必要となったため、排水構造物撤去工を増工とする。 3）現地精査の結果、舗装や構造物取壊しが必要となったため、運搬処理工を追加とする。 4．仮設工 1）地元要望により、粉塵対策のために施工ヤード内の工事用道路に敷鉄板を追加したため、工事用道路工を増工とする。 2）現地調査の結果、鋼矢板の打ち込みが止まり工法変更を行ったため、土留・仮締切工の増工とする。 3）現地調査により、地下水位が高い事が判明したため、水替工、仮水路工、電力設備工を追加する。 4）現地調査により、フェンス撤去が必要となったため、防護施設工を追加とする。 5）地元要望により、交通誘導員を増員したため、交通管理工を増工とする。 5．共通仮設費 1）地元要望により、粉塵対策のため敷鉄板が必要となったため仮設材運搬費について増工とする。 2）地元要望により、家屋調査、井戸調査を行ったため、事業損失防止施設費について追加とする。 3）現地調査の結果、鋼矢板の打ち込み工法を変更したため、役務費について追加とする。 4）受注者と協議の結果、遠隔臨場、BIM/CIMの実施内容が決まったため、技術管理費について増工とする。 5）快適トイレを設置したため、営繕費を追加とする。 6．工期は、元設計のとおりとする。

第 3 回契約変更の内容

契約年月日	令和 6 年 8 月 2 3 日
契約業者名	大旺新洋株式会社 東京土木支店
契約業者の住所	東京都品川区大井 1 丁目 4 7 番 1 号
工事の名称	R 4 横環南小雀高架橋下部工事（第 2 回変更）
工事場所	神奈川県横浜市戸塚区小雀町地先
工事種別	一般土木
工事概要	橋台工（最大H=13.5m） 2 基 作業土工 1 式 橋台躯体工 2 基 コンクリート 約1,200m3 鉄筋 約100 t 既製杭工 鋼管ソイルセメント杭（φ1200） （最大L=10.5m） 30本 R C 橋脚工（最大H=13.0m） 3 基 作業土工 1 式 橋脚躯体工 3 基 コンクリート 約1,700m3 鉄筋 約180 t 既製杭工 鋼管ソイルセメント杭（φ1500） （最大L=14.2m） 27本 仮設工 1 式 土留・仮締切工 1 式
工期（自）	令和 4 年 1 1 月 1 0 日
工期（至）	令和 6 年 8 月 3 0 日
変更前の契約金額	7 3 2, 5 4 5, 0 0 0 円（税込み）
変更金額	± 1 7, 7 1 0, 0 0 0 円（税込み）
変更後の契約金額	7 5 0, 2 5 5, 0 0 0 円（税込み）
変更理由	工事請負契約書第 2 6 条第 5 項の規定に基づく 賃金又は物価の変動による変更